

建設業務労働者就業機会確保事業における労働者保護について（案）

1 事業許可制

建設業務労働者就業機会確保事業を行うには、厚生労働大臣の許可を必要とする。

また、許可証を事業所に備え付け、関係者の求めに応じて提示しなければならないこととする。

許可は、改善計画に記載された改善措置の実施時期の範囲内で一定の期間（原則として3年以内）に限り有効とし、有効期間が満了し当該許可の更新を行う場合には、厚生労働大臣の審査を受けなければならないこととする。

2 送出労働者の同意等

雇用する労働者を送出労働者とするには、書面により労働者の同意を得ることを必要とする。

また、送出する労働者は、送出事業主が常時雇用する労働者に限ることとする。自己の常時雇用する労働者かどうかは、雇用保険、社会保険への加入状況等により判断することとする。

労働者の送出期間は、原則として同一の業務につき1年以内とする（同一の受入事業主の下で同一の業務を連続して行う場合、送出労働者の交替があっても通算して1年以内とするのが原則）。

3 送出労働者の就業条件等の明確化

就業条件の大枠

労働時間等の就業条件は、送出事業主及び受入事業主の契約により定められるが、送出労働者と雇用主との間の労働契約や就業規則の枠内でなければならない。

例えば、時間外労働は、送出事業主と労働者の代表により締結された協定の枠内でしか行わせることができず、それを超えて行わせれば、受入事業主は法律違反となる。

賃金

送出労働者の賃金は、送出事業主から支払われる。

賃金の額は、労働契約や賃金規定に定められた額となる。

送出料金の額の高低を問わず、労働契約や賃金規定に定められた額を支払わなければ、送出事業主は、法律違反となる。

災害補償

送出労働者に係る労災保険の適用については、労災保険の元請一括適用制度

の趣旨、労災保険の適用もれの防止等の観点から、送出事業主を受入事業主の下請負人と見なすこととし、元請事業主を適用事業主とする。

建設業務労働者就業機会確保契約

就業条件を明確化し、トラブルを防止する観点から、送出事業主と受入事業主との間で、従事する業務、就業場所、送出期間、送出労働者からの苦情の処理に関する事項等を契約し、書面に記載しておかなければならないこととする。

送出労働者への通知

就業条件を明確化しトラブルを防止する観点から、送出事業主は、送出労働者に原則として書面で明示しなければならないこととする。

4 送出事業主及び受入事業主の体制整備等

送出事業主及び受入事業主の体制整備

送出事業主及び受入事業主は、雇用管理責任者を選任し、送出労働者からの苦情の処理や受入事業主との連絡調整等を行わせなければならないこととする。

送出事業主及び受入事業主における台帳の整備

就業実態を明らかにし、トラブルを防止する観点から、送出事業主及び受入事業主は、送出労働者の就業日、従事した業務、始業及び終業時間、送出労働者からの苦情の処理に関する事項等を記載した台帳を整備しなければならないこととする。

なお、受入事業主は、送出事業主に、始業及び終業時間等について通知しなければならないものとする。

さらに、送出事業主及び受入事業主は、当該台帳を3年間保存しなければならないものとする。

送出労働者の福祉の増進

送出事業主は、教育訓練機会を確保する等の福祉の増進のための措置を図るように努めなければならないこととする。

また、受入事業主も、受け入れる事業所にある診療所、食堂等の施設の利用の便宜を図る等の措置に努めなければならないこととする。

安全衛生教育の実施

送出事業主は、労働者を雇入れ時に、従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないこととする。

受入事業主は、危険有害業務就業時に、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないこととする。

整理解雇後の事業活用の禁止

受入事業主がその労働者の整理解雇を行った後に、建設業務労働者就業機会

確保事業を活用することを禁止することとする。

苦情の処理

受入事業主は、送出労働者から苦情の申し出があった場合には、送出事業主と密接な連携の下、その適切な処理を図らなければならないこととする。

5 事業主団体による援助等

建設業務労働者就業機会確保事業は、事業主団体が作成した計画に基づいて行われるものであるため、事業主団体は、送出事業主及び受入事業主が適切に同事業を活用するよう援助等を行う。

6 行政機関による指導監督等

都道府県労働局等による指導監督

都道府県労働局において、送出事業主及び受入事業主に対して指導監督を行う。なお、送出事業主及び受入事業主が複数県にまたがる場合においては、各労働局が連携して指導等を行う。

事業許可の取り消し等

事業が適正に実施されない場合には、事業許可の取消し又は事業停止（一定期間の事業実施の禁止等）の命令、計画認定の取消しを行う。

労働者からの申告

送出労働者は、厚生労働大臣に事業に関する法律違反を申告できることとする。また、送出事業主及び受入事業主は、申告したことをもって送出労働者に対して解雇等の不利益な取り扱いをしてはならないこととする。

相談対応

都道府県労働局等においては、送出労働者等からの相談に応じ、助言等を行うこととする。